

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
令和 年 月 日提出		住所(居所)又は所在地 〒		特別徴収義務者 指 定 番 号		※市処理欄	
フリガナ		氏名又は名称		宛 名 番 号		※市町村ごとに異なります	
代表者の職氏名 個人番号 又は法人番号		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係		氏名	
給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	
受給者番号(整理番号)		フリガナ		異動年月日		電話	
氏 名		円		月から 月から		(内線)	
〔旧姓〕		円		月まで 月まで		異動の事由	
生年月日		昭和・平成 年 月 日		円		1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	
個人番号		円		円		異動後の未徴収税額の徴収	
1月1日現在の住所		円		円		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)	
給与の支払を受けなくなった後の住所		円		円		〔 月分 で納入 〕 (月 日納期分) 3. 普通徴収 (理由)	
		円		円		退職した年の1月分から退職時までの給与支払額 円	
		円		円		控除社会 保険料額 円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
		円	円
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円
	・	円	円

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が93万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では		※市記入欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒			月割額	円を	
フリガナ				月分	から徴収し、納入します。	
氏名又は名称				新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名印		電話	(内線)	納入書 要 ・ 不要		

【提出先】 〒340-0192 埼玉県幸手市東4丁目6番8号 幸手市役所総務部税務課市民税担当

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
 3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。転勤(転職)等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 1 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

御注意